

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年9月30日

【発行者名】 DWSインベストメント・エス・エー
(DWS Investment S.A.)

【代表者の役職氏名】 シニア・リーガル・ドキュメンテーション・マネージャー
エレナ・ドロズドフ
(Elena Drozdov, Senior Legal Documentation Manager)
リーガル・ドキュメンテーション・マネジメント
シニア・チーム・マネージャー アンTONIA・セルキンスキー
(Antonia Selkinski, Senior Team Manager Legal Documentation Management)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、
ブールバール・コンラ・アデヌール2番
(2, Boulevard Konrad Adenauer, 1115 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファン
ド（年1回分配型）
(DWS Global Utility Bond Master Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
メキシコペソクラス受益証券：400億メキシコペソ（約2,216億円）
を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびメキシコペソの円貨換算は、特に記載がない限り、2022年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝115.44円および1メキシコペソ＝5.54円）による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年3月31日に提出した有価証券届出書（2022年6月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）（以下「原届出書」といいます。）につきまして、2022年9月30日付でファンドの投資方針、投資リスク、その他の手数料等について、ファンドの設立地における目論見書および約款が更新されたことから、また、ファンドの独立監査人の名称が変更されたことから、これらに関連する記載を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

（前略）

2022年3月31日 ファンドの約款変更

<訂正後>

（前略）

2022年3月31日 ファンドの約款変更

2022年9月30日 ファンドの約款変更

（3）ファンドの仕組み

<訂正前>

（前略）

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりである。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2013年5月2日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付、2020年2月14日付、2020年9月30日付、2021年1月31日付および <u>2022年3月31日付で変更済み。</u> ）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

（後略）

<訂正後>

(前略)

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりである。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2013年5月2日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結(2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付、2020年2月14日付、2020年9月30日付、2021年1月31日付、 <u>2022年3月31日付および2022年9月30日付で変更済み。</u>)。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

(後略)

(5) 開示制度の概要

<訂正前>

(1) ルクセンブルグにおける開示

C S S F に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグから受益証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S F への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない。

さらに、「(6) 監督官庁の概要 (4) 財務状況およびその他の情報に関する監督」で述べるように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、C S S F により承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブである。更に、ファンドは、前の金融庁1997年6月13日付通達97 / 136 (金融監督委員会通達08 / 348により改正) に基づき、C S S F に対して月次報告書を提出することを要求されている。

(後略)

<訂正後>

(1) ルクセンブルグにおける開示

C S S F に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグから受益証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S F への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない。

さらに、「(6) 監督官庁の概要 (4) 財務状況およびその他の情報に関する監督」で述べるように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、C S S F により承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・アノニメ(旧名称: ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブ)である。更に、ファンドは、前の金融庁1997年6月13日付通達97 / 136 (金融監督委員会通達08 / 348により改正) に基づき、C S S F に対して月次報告書を提出することを要求されている。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

（前略）

ファンドは、販売目論見書の一般条項に詳述される条件に基づき、またその範囲で、証券金融取引を利用する予定である。

以下は、持続可能な投資を促進するための枠組みの構築に関する2020年6月18日付規則（EU）第2020/852号の第7条に従った開示である。ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ファンドは、販売目論見書の一般条項に詳述される条件に基づき、またその範囲で、証券金融取引を利用する予定である。

以下の開示は、金融サービスセクターにおける持続可能性関連の開示に関する規則（EU）第2019/2088号の第7条(1)に基づいて行われている。ファンドの経営陣は、投資戦略において環境的または社会的特性を追求していないため、ファンドについて持続可能性要因に対する原則的な悪影響を考慮しない。

以下は、持続可能な投資を促進するための枠組みの構築に関する2020年6月18日付規則（EU）第2020/852号の第7条に従った開示である。ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

（後略）

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

（前略）

法務および政治リスク

ルクセンブルグ法に服しない法域または法的な紛争が生じた場合にルクセンブルグの管轄権から外れる法域においてファンドのために投資が行われることがある。ファンドの勘定で生じる管理会社の権利および義務は、ルクセンブルグにおけるものと異なり、ファンドおよび／または投資者に不利となる可能性がある。管理会社は、政治情勢または法整備（かかる法域における法体制状況の変化を含む。）を認識するのが遅くなり過ぎるもしくは全く認識できない、またはかかる情勢または整備によって取得可能な資産またはすでに取得した資産に関し制約がもたらされる可能性がある。かかる事態は、管理会社および／またはルクセンブルグにおけるファンドの運用に関して法体制状況が変化した場合にも起こることがある。

財務体制状況の変化、税務リスク

（後略）

<訂正後>

（前略）

法務および政治リスク

ルクセンブルグ法に服しない法域または法的な紛争が生じた場合にルクセンブルグの管轄権から外れる法域においてファンドのために投資が行われることがある。ファンドの勘定で生じる管理会社の権利および義務は、ルクセンブルグにおけるものと異なり、ファンドおよび／または投資者に不利となる可能性がある。管理会社は、政治情勢または法整備（かかる法域における法体制状況の変化を含む。）を認識するのが遅くなり過ぎるもしくは全く認識できない、またはかかる情勢または整備によって取得可能な資産またはすでに取得した資産に関し制約がもたらされる可能性がある。かかる事態は、管理会社および／またはルクセンブルグにおけるファンドの運用に関して法体制状況が変化した場合にも起こることがある。

地政学的リスク

予期せぬ武力紛争、テロ攻撃、平和的な相互交流を脅かす国家間の緊張など、政治関係者の行動、政治的事象、政治情勢の変化は、ファンドの業務に重大な課題を投げかけ、世界の経済・金融システムに影響を及ぼす可能性がある。それらの国でファンドが保有する資産は、評価の不確実性および流動性の困難さにさらされる可能性があり、したがって価値が減少し、全く価値がなくなったり、非流動的となる可能性がある。これにより、ファンドが短期的に損失を被ったり、潜在的な収益機会を見逃すリスクを引き起こすことがある。

ロシア、ウクライナおよびベラルーシの現状に関連する地政学的リスク

ファンドがロシア、ベラルーシおよび／またはウクライナにおいて保有する資産は、該当する場合評価の不確実性および流動性の困難さにさらされる可能性があり、したがって価値が減少し、全く価値がなくなったり、非流動的となる可能性がある。これにより、ファンドが短期的に損失を被ったり、潜在的な収益機会を見逃すリスクを引き起こすことがある。管理会社は、状況を監視し、可能な場合には、投資家保護のため、流動性管理および評価の枠組みの中で適切な措置を講ずる。

財務体制状況の変化、税務リスク

（後略）

4 手数料等及び税金

（４）その他の手数料等

<訂正前>

（前略）

トータル・リターン・スワップが用いられる場合、特にこれらの取引の締結および／またはこれらの名目元本の増加もしくは減少により、これらに関連して一定の費用および手数料が生じる可能性がある。かかる手数料の金額は、固定または変動である。ファンドが負担する費用および手数料ならびに受領者の身元および受領者と管理会社、投資運用会社または保管受託銀行（該当する場合）との関係に関するさらなる情報は、年次報告書において開示される。トータル・リターン・スワップの使用により生じる収益は、通常、直接的または間接的なオペレーショナル・コストを差し引いた上で、ファンドの資産に対して発生するものとする。

ファンドは、証券貸付から生じる総収益の33%を費用／手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の67%を保持する。管理会社は、当該33%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費（取引および担保管理費用など）を外部のサービス提供者に支払う。残額（管理会社の費用および直接費の控除後）は、管理会社が証券貸付を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。単純なリバース・レポ取引、すなわち、証券貸付取引またはレポ取引の下で受領した現金担保を再投資するために使用されない取引については、ファンドは、外部のサービス提供者に直接費としてファンドが支払う取引費用を控除した、総収益の100%を留保する。

管理会社は、DWSインベストメントGmbHの関連当事者である。

現在、ファンドは単純な（リバース）レポ取引のみを利用しており、他の（リバース）レポ取引は利用していない。他の（リバース）レポ取引が利用される場合は、それに応じて販売目論見書が更新される。ファンドは、（リバース）レポ取引から生じる総収益の33%以下を費用／手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の少なくとも67%を保持する。管理会社は、最大33%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費（取引および担保管理費用など）を外部のサービス提供者に支払う。残額（管理会社の費用および直接費の控除後）は、管理会社が（リバース）レポ取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。

<訂正後>

（前略）

トータル・リターン・スワップが用いられる場合、特にこれらの取引の締結および／またはこれらの名目元本の増加もしくは減少により、これらに関連して一定の費用および手数料が生じる可能性がある。かかる手数料の金額は、固定または変動である。ファンドが負担する費用および手数料ならびに受領者の身元および受領者と管理会社、投資運用会社または保管受託銀行（該当する場合）との関係に関するさらなる情報は、年次報告書において開示される。トータル・リターン・スワップの使用により生じる収益は、通常、直接的または間接的なオペレーショナル・コストを差し引いた上で、ファンドの資産に対して発生するものとする。

（2022年12月31日まで、以下の規定が適用される。）

ファンドは、証券貸付取引から生じる総収益の33%を費用／手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の67%を保持する。管理会社は、当該33%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費（取引および担保管理費用など）を外部のサービス提供者に支払う。残額（管理会社の費用および直接費の控除後）は、管理会社が証券貸付取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。単純な（リバース）レポ取引、すなわち、証券貸付取引またはレポ取引の下で受領した現金担保を再投資するために使用されない取引については、ファンドは、外部のサービス提供者に直接費としてファンドが支払う取引費用を控除した、総収益の100%を留保する。

管理会社は、DWSインベストメントGmbHの関連当事者である。

現在、ファンドは単純な（リバース）レポ取引のみを利用しており、他の（リバース）レポ取引は利用していない。他の（リバース）レポ取引が利用される場合は、それに応じて販売目論見書が更新される。ファンドは、（リバース）レポ取引から生じる総収益の最大33%を費用／手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の少なくとも67%を保持する。管理会社は、最大33%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費（取引および担保管理費用など）を外部のサービス提供者に支払う。残額（管理会社の費用および直接費の控除後）は、管理会社が（リバース）レポ取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。

（2023年1月1日以降、以下の規定が適用される。）

ファンドは、証券貸付取引から生じる総収益の30%を費用／手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の70%を保持する。管理会社は、当該30%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費（取引および担保管理費用など）を外部のサービス提供者に支払う。残額（管理会社の費用および直接費の控除後）は、管理会社が証券貸付取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。単純な（リバース）レポ取引、すなわち、証券貸付取引またはレポ取引の下で受領した現金担保を再投資するために使用されない取引については、ファンドは、外部のサービス提供者に直接費としてファンドが支払う取引費用を控除した、総収益の100%を留保する。

管理会社は、DWSインベストメントGmbHの関連当事者である。

現在、ファンドは単純な（リバース）レポ取引のみを利用しており、他の（リバース）レポ取引は利用していない。他の（リバース）レポ取引が利用される場合は、それに応じて販売目論見書が更新される。ファンドは、（リバース）レポ取引から生じる総収益の最大30%を費用／手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の少なくとも70%を保持する。管理会社は、最大30%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費（取引および担保管理費用など）を外部のサービス提供者に支払う。残額（管理会社の費用および直接費の控除後）は、管理会社が（リバース）レポ取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

<訂正前>

（前略）

b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブ（現在、ファンドの独立監査人の名称は「ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・アノニメ」に変更されている。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

（後略）